

国家の債務の承継と衡平の原則

——国家の財産、公文書および債務に関するウィーン条約の一考察——

森 川 俊 孝

一 はじめに

「国家の財産、公文書および債務に関する国家承継に関するウィーン条約」(Vienna Convention on Succession of States in Respect of State Property, Archives and Debts) (以下、ウィーン条約)は、国際法委員会によって一九八一年に採択された最終草案に基づいて、一九八三年三月一日よりウィーンで開催された全権会議において四月八日に採択された。⁽¹⁾(賛成五四、反対一一、棄権一一(日本を含む))同条約は第一部「一般規定」(一条一六条)、第二部「国家の財産」(七条一八条)、第三部「国家の公文書」(一九条三一条)、第四部「国家の

債務」(三二条一四一条)、第五部「紛争の解決」(四二条一四六条)および第六部「最終規定」(四七条一五一条)からなり、さらに第二部乃至第四部では第一節において総則規定(Introduction)がおかれ、第二節では国家承継の形態を(1)国家の領域の一部の移転、(2)新独立国、(3)国家の結合、(4)国家の領域の一部の分離、(5)国家の分裂(Dissolution)の五つの場合に分け、各々の場合における国家の財産、公文書および債務に及ぼす法的効果を規定している。

同条約の特徴の一つとして挙げるができるのは、国際法委員会の報告書がのべているように、「衡平の原則(Principle of equity)が国家の財産、公文書および

債務の先行国から後継国への移転に関する諸規則において基礎をなす原則の一つである⁽²⁾ということである。ウィーン条約の理解のためには、かかる衡平の原則のはたしている役割およびその内容を明らかにすることが是非とも必要となるであろう。しかし、ここでは、国家承継の問題の中でこれまで衡平の原則が最も重要な役割をはたしてきたと思われる債務の承継の問題に限定して、ウィーン条約⁽³⁾および従来の法理論において用いられてきた衡平の原則を検討することによって、債務に関する国家承継法において衡平の原則のはたしている機能およびその内容・性質を明らかにしてみたい⁽⁴⁾。

(1) 国際法委員会および全権会議における審議の経過に関して、小川芳彦「国家の財産等に関する国家承継条約」法と政治』第三四巻第三・四号参照。

(2) *Yearbook of the International Law Commission*, 1981, vol. II (Part Two), p. 19. Document A/36/10, para. 76.

(3) ウィーン条約は若干の字句の修正および削除を除いて、実質的に国際法委員会の条文草案通りに採択されている。

本稿執筆の段階で、全権会議の審議経過の詳細に関する資料を入手することができなかったため、ここではすべて委員会の報告書に基づいて検討されている。

(4) 国際法における衡平の機能に関して一般に、法の厳格な適用の結果生じる極端な結果を緩和する機能 (*infra legem*)、法の欠缺を補完する機能 (*praeter legem*) および法の適用を排除する機能 (*contra legem*) の三つがあると言われる。Ch. Rousseau, *Droit international public*, vol. 1 (1970), pp. 405-415. 衡平の問題一般を取り扱っている最近の著書として C. W. Jenks, *The Prospects of International Adjudication* (1964), Chap. 7; V. D. Degan, *L'équité et le droit international* (1970); Ch. de Visser, *De l'équité dans le règlement arbitral ou judiciaire des litiges de droit international public* (1972); M. Akhurst, "Equity and General Principles of Law," *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 25 (1976), pp. 801-825.

二 ウィーン条約における衡平の原則

(1) ウィーン条約の諸規定の基礎をなすとされる衡平の原則の内容および性質を明らかにする上で、一般の問題として指摘しておくべきことは、それは国際司法裁判所規程第三八条二項における「衡平および善」(*ex aequo et bono*)とは異なるものであるということである。国際法委員会の報告書はそれのようにのべている。「委員会が強調したいことは、衡平は草案を通じて補充的要素

であるということに加えて、特定の諸規定の実質的内容の一部分としても用いられているということであって、裁判所が関係当事者の明示の合意に基づいてのみ援用することができないにすぎない『衡平および善』の手続において用いられている衡平の概念に等しいものとして用いられているのではないということである。⁽¹⁾

かかる衡平の概念の区別は、一九三七年の国際法学会の決議⁽²⁾および一九六九年の北海大陸棚事件における国際司法裁判所の判決⁽³⁾によって確認され適用されてきたものである。それは法に属し、法の誠実な適用から逸脱することなく法の正しい適用の固有の要請としての衡平と、国際裁判所が当事者の明示の合意によって現行法に拘束されることなく判決を下す権限を与えられた場合においてのみ援用されるにすぎない衡平(衡平および善)との区別である。ウィーン条約の基礎をなしている衡平の原則は前者の意味における衡平である。

(2)ウィーン条約の個別的諸規定において、国家承継の一定の形態の場合における先行国の財産、公文書および債務の後継国への移転の実質的規準として衡平の原則が用いられている。⁽⁴⁾すなわち、国家の財産、公文書および

債務の承継の問題を規律する条約上の諸規則が衡平の原則の適用を要請しているのである。

(3)債務の承継に関する諸規定における衡平の原則の内容および性質を検討する前に、当該諸規定の一般的特徴を指摘しておく必要がある。第一に、条約の規律する国家の債務のカテゴリーの中に、国家が「私人」に対して負っている債務は含まれていないということである。⁽⁵⁾(第三三条)第二に、条約の規定の仕方は従来的一般的方法であった、国家の債務を国家の「一般的債務」(general debts)、譲渡地の排他的利益のために負った「属地的債務」(localized debts)、地方政府または財政的自治政府が負った「地方的債務」(local debts)、および国家の財産または一定の収入によって担保されている「担保付債務」(secured debts)等に区分して取り扱っていないことである。⁽⁶⁾第三に、先行国の債務の後継(諸)国への移転および分割の問題は、国家の結合および新独立国の場合を除いて、関係国間の別段の合意がない場合に適用される補充規則として規定されていることである。第四に、新独立国の場合には、他の国家承継の形態の場合とは異なり、原則として先行国の債務は移転しな

いとしてゐることである。(第三八条)

(4)債務の問題においては、国家の領域の一部の移転および国家の領域の一部の分離の場合には先行国と後継国との間で、国家の分裂の場合には後継諸国の間で別段の合意がない限り、「先行国の国家の債務は、特にその債務に関連して後継国に移転する財産、権利および利益を考慮して、衡平な割合で (in an equitable proportion) 後継国に移転する」(三七条一項、四〇条一項および四一条)と、同一の表現で規定されている。そこでまず、かかる規定によって何が意味されているのかを、国際法委員会の報告書を手がかりとして検討することにす。それによれば、領域の一部の移転の場合に後継国は先行国の一般的債務の一部を負担する義務があるかどうかの問題(一般的債務の分割の問題)に関しては、学説および慣行において一致してゐないとする。しかしながら、委員会は「関係当事者の合意がない場合には、国家の債務の移転に関する問題の解決に対する基軸概念(Key)として衡平の概念の導入を提案する。……それは(草案三五条二項、ウィーン条約三七条二項―筆者)先行国の国家の債務の『衡平な割合』が後継国に移転することを

定めている。何が『衡平な割合』を構成するかを決定するためには、個々の特定のケースにおけるすべての関連のある要素が考慮されるべきである。かかる要素は就中、当該国家の債務に関連して後継国に移転する『財産、権利および利益』を含まなければならない。』とのべている。このことは、従来学説および慣行において一致がみられなかった一般的債務の分割の問題に対しても、関係当事者の間の合意がない場合には、先行国の債務の衡平な割合が後継国に移転することを意味する。その場合に、先行国と後継国との間における債務の移転の実質的規準として作用する衡平の原則により、個々の具体的ケースにおけるすべての関連要素を考慮すること、特に先行国の債務に関連して後継国に移転する「財産、権利および利益」をその主要な要素の一つとして考慮することが必要であるとするものである。

他方、国家の領域の一部の分離および国家の分裂の場合における委員会の条文草案では、先行国の債務は「関連のあるすべての事情を考慮して」衡平な割合で後継(諸)国に移転すると規定されていた。委員会のコメントリーにおいては、「関連のあるすべての事情を考慮し

て」という表現はそれゆえ、現実のかつ潜在的な『負担能力』(capacity contribute) および当該債務に関連して後継国に移転する『財産、権利および利益』を含む、所与のシチュエーションに関連のあるすべての要素を包含するものと理解されるべきである。他の諸要素もまた一定のケースにおいて特別の考慮に値するかもしれないであろうが、その相対的重要性は特定のシチュエーションにしたがって異なる⁽⁸⁾とのべて、衡平の原則の適用により考慮されるべきことを要請される具体的ケースにおける関連のあるすべての事情を構成する要素として、後継国に移転する「財産、権利および利益」の他に分離した地域の「負担能力」(税支払い能力または債務履行能力) およびその他の要素が含まれるとしている。後者の負担能力の要素は、分離および分裂の場合のみならず領域の一部の移転の場合においても考慮されうる要素であるということができよう。

このように、国家の領域の一部の移転、分離および国家の分裂の場合におけるウィーン条約の諸規定は、関係国が先行国の債務の移転に関して合意に達することができなかつた場合に適用される補充規則は「衡平」の原則

に基づくべきものであること、そして当該原則が一般的債務の分割・割当の問題に適用されるとき、具体的ケースにおける関連のあるすべての要素、就中後継国に移転する「財産、権利および利益」、移転、分離した地域の「負担能力」およびその他の諸要素を考慮して関係国の間で分割・割当されるべきことを規定している。

他方、かかる衡平の原則は、先行国の債務の移転が関係国の合意によって解決されるときにも適用される。領域の一部の分離および国家の分裂に関する条文のコメントアリーにおいて「…別段の合意がない限り」という一節に関して、委員会はそれは決して、当事者が衡平でない解決に合意することができるといふことを意味することを意図していないことを指摘したい。国家慣行によって例証されているように、債務の衡平または「正当な」割当は常に交渉に対する指針となる原則(the guiding principle)であるべきである⁽⁹⁾とのべられている。このことは領域の一部の移転の場合にも適用することができるということができよう。

これまで、条約諸規定が「一般的債務」の分割の問題に適用される場合におけるその意味および性質をみてき

たが、次にそれが「属地的債務」の移転の問題に適用される場合にいかなる意味をもつかを明らかにしなければならぬ。国際法委員会の報告書は領域の一部の移転に関するコメントリーにおいて、属地的債務が後継国に移転することは学説および慣行において一般に認められてきたことを承認している。そして、「三五条（ウィーン条約三七条―筆者）は、一般的債務または属地的債務を問わずすべての形態の国家の債務を包含するような仕方⁽¹⁰⁾で起草されている。二項の下で、属地的国家債務は、特に（*inter alia*）かかる属地的国家債務に関連して「後継国に移転する『財産、権利および利益』を考慮して衡平な割合で後継国に移転するであろうということは容易にわかるであろう」とのべて、条約規定によって属地的債務の移転が含意されていることを認めている。それによれば、衡平の原則は、一般的債務の分割の問題に適用される場合と同じ考慮にしたがって、属地的債務の移転の問題にも適用されるとしているように思われる⁽¹¹⁾。

いずれにしろ、ウィーン条約においては、領域の一部の移転、分離および国家の分裂の場合に別段の合意がない場合に適用される補充規則が、一般的債務の分割・割

当および属地的債務の移転の問題の実質的な規準として衡平の原則の適用を要請していることができる。

(1) *Yearbook of the International Law Commission*, op. cit., p. 20, para. 85.

(2) 国際裁判官の衡平の権限に関する決議の第一項で、「衡平は通常、法の正しい適用に固有のものであり、国際裁判官は国内裁判官と同様彼の任務それ自体から、法の尊重と両立する範囲において衡平を考慮することを要請される。」と述べらる。 *Annuaire de L'Institut de droit international*, vol. 40 (1937), p. 271.

(3) 裁判所は隣接する大陸棚の境界画定を支配する法の規則に関して、「それは、単に抽象的正義の問題として衡平を適用するのではなく、常にこの分野における大陸棚の法的制度の発展の基礎となってきた諸観念にしたがって、それ自体、衡平原則 *equitable principle* の適用を要求する問題なのである。」とのべ、さらに「司法裁判所の法的推論がいかなるものであっても、その決定は定義上正当でなければならず、したがって、その意味で衡平でなければならぬものである。それにもかかわらず、正義を施し、法を宣言する裁判所に言及されるとき、その意味することは、その決定は規則外ではなく、規則内の考慮の中にその客観的正当化を見出すことであって、この範囲内において、衡平原則の適用を要請するのは、まさに法の規則なのである。」 *ICJ Reports*, 1969, pp. 46—48. 皆川流

『国際法判例集』有信堂、一九七五年、三九四—三九五ページ参照。

(4) 衡平の原則が用いられている規定として、国家の財産に関しては第十五条第一項(f)、第十七条第一項(c)および第三項、第一八条第一項(b)、(d)および第二項、国家の公文書に関しては第二八条第二項および第三一条第二項がある。国家承継が関連する領域に関する先行国の活動と結びついている先行国の財産の移転の場合において、衡平の原則がはたす均衡的(Balancing)または矯正的(corrective)な機能に關しては、*Yearbook of the International Law Commission*, op. cit., pp. 19, 29—30、参照。

(5) かかる債務が排除された経緯に關しては、中村道「国際法委員会第三三会期の審議の概要」『国際法外交雑誌』第一卷第二号四〇—四二ページ参照。このように、国家が私的債権者に対して負っている債務は国家の債務の定義の範囲には含まれないことになったが、委員会の審議の過程で、債権者の権利が法的に保護されており、国家承継によって害されるものではないことについては一般に合意があった。このことはウィーン条約第六条および第三六条の規定の中に反映されてゐる。*Yearbook of the International Law Commission*, op. cit., pp. 79—80, paras. 45—46.

(6) 属地的債務と地方的債務はともに国家の特定の地域の目的または使用のために負った債務であることは共通しているが、前者は国家それ自身が負った債務であるのに対して、

して、後者は国家の下位にある地方機関が負った債務であることに於いて相違がある。それゆえ、地方的債務は国家それ自身が負った債務ではないことから、条約上の国家の債務の範囲には含まれてゐない。*Ibid.*, pp. 74—76, paras. 14—38.

(7) *Ibid.*, pp. 90—91, paras. 37—38.

(8) *Ibid.*, p. 113, para. 27.

(9) *Ibid.*, p. 113, para. 26.

(10) *Ibid.*, p. 91, para. 39.

(11) 委員会の報告書によれば、領域の一部の移転の場合に担保付債務の承継は通常認められてきたと極めて簡単に言及しているだけで、当該債務に關してそれ以上の分析を行なっていない。*Ibid.*, p. 90, para. 34.

三 債務の承継理論における衡平

ウィーン条約の基礎を構成するとされる衡平の原則は、債務の承継に關する法理論においてこれまでいかなる機能をはたしてきたのであろうか。同条約において用いられている衡平の原則は、債務の承継に關する法の發展の上でどのように位置づけられうるのかを明らかにするために、ここでは債務の承継理論における衡平の機能および内容を、主要な学説を手がかりとして整理してみるこ

とにする。その場合に従来の方法にしたがい、先行国が併合、合併により消滅する場合において先行国の債務は後継国に移転するかどうかの問題と、領域の一部の譲渡や分離・独立の場合のように先行国が存続する場合に、後継国は先行国の一般的債務の一部を負担する義務を負っているかどうかの問題（一般的債務の分割の問題）とに分けて考察することにする。

(1) ① 国家の消滅の場合に国家の人格または実体（領土および人民）の継続性に基づく包括的承継理論によれば、一般に消滅国のすべての財産が後継国に移転するとき、かかる財産を取得した国家は消滅国のすべての義務を負担しなければならないとされる。この法理をル・フィール (L. Le Fur) は次のように説明する。「権利を承継するものは義務を承継する。国家の公物またはその一部が他国に移転するとき、後者は当該公物をそれに課されているすべての負担とともに取得するのであって、それから免れることはできない。国際法には大多数の特別の立法によって認められている限定相続 (benéfice d'inventaire) に類似の制度は存在しないことが一致して認められている。後継国は必然的に被併合国のすべての義務

を認めなければならない。⁽¹⁾」

かかる推論は、権利、財産、債権からなる国家の積極財産 (actif, Active) には義務、負担、債務からなる消極財産 (passif, Passive) が対応し、両者は不可分の関係にあるのであって、積極財産は消極財産とともに移転または承継されるという推論に基づくものである。そして、ローマ法格言である「物は負担とともに移転する」(res transit cum suo onere) あるいは「利益あるところ、負担あるべし」(ubi emolumentum, ibi onus esse debet) の原則を国家間の関係に適用して、後継国は消滅国の積極財産とともに消極財産を承継するという原則を導出している。かかる推論は、包括的承継論者が一般に従ってきたものであるが、ル・フィールによれば、それらの原則は「国際法原則であると同時に私法原則」⁽²⁾、法の規則であると同時に「衡平の規則」であるとしている。

かかる見解によれば衡平は、消滅国のすべての財産を取得する後継国は当該財産が負っているすべての債務を負担することを要請し、そして法の内容は衡平の要請と完全に一致している。こうして衡平は債務の承継に関する根拠を構成しているということが出来る。

②次に、消滅国の主権と後継国の主権との間にはいかなる継続性も存在せず完全な断絶があり、したがって消滅国が負っていた義務は、反対の「実定」国際法規が存在しない限り、消滅国とともに消滅するとする承継否定論者の見解において、衡平の位置付けおよび機能を検討する。

この見解を支えている基本的考慮として、第一に、法と道徳との峻別を挙げることができる。衡平は道徳の領域に位置づけられ、*lex ferenda*の問題に関わるにすぎない。国際法学の任務は国際社会において現に存在する法 *lex lata* を認識することである。それゆえ、ジデル(G. Gidel)によれば、「衡平の考慮が他のすべての要素にまさるほどにそれに引きずりこまれてはならない」のであって、衡平を重視する従来の学説は衡平の考慮によって法の認識をくもらされてきたし、それを怠ってきたと批判する³⁾。

第二に、後継国による先行国の債務の承継に関する国際義務の存在は、もっぱら国家慣行の評価に依存する。たとえば、カヴァリエリ(A. Cavaglieri)によれば、後継国の承継義務の存在をアブリオリに否定するものでは

ないが、従来後継国の承継義務に根拠を与えてきた衡平の考慮は、それだけでは「実定」国際法上の義務の存在を証明するに十分ではない。かかる義務の存在は国家の意思表示の客観的評価によって、すなわち一様かつ一定の国家慣行から生じうるにすぎないとするものである。そして衡平に基づく義務が国家慣行によって立証されない場合には、それは「法的」義務ではなくて「道徳的」義務にすぎない。しかしながら、国家の消滅の場合には諸国の慣行は後継国による先行国の債務の承継の義務の存在を承認しているとして⁴⁾いる。

③最後に、②と同様に領域の変更を主権の交代とする国家承継の観念および債務の「対人的」(Personal)性質に依拠しながら、これらの原則のもたらす破壊的な効果から特に債権者の利益を保護するという見地から、主権の変更によってもたらされた一定の事態の中に含まれている衡平を法は保護しているという見解がある。すなわち主権の変更によって債務国と債権者との間の債権債務関係は消滅するが、債権者が貸与した金銭は領域取得国によって保持されているという事実の存在は、当該国家に新しい法的義務を創設するものである。かかる

義務を正当化するために、「衡平の必要な規則」としての「不当利得」の法理⁽⁵⁾あるいは「既得権」の法理が援用される。

たとえば、オCONNELL(D. P. O'Connell)によれば次のように問題が設定される。「先行国が金銭を借りていとすれば、例えば二つのことが創設される。第一に、金銭が返済されるまであるいは国家それ自体が消滅するまで存在する当事者間の法的つながりがある。第二に貸与者が衡平な利益 (equitable interest) を有する金銭を國家が現実に保留していることにある事実上のシチュエーションが存在する。債務国が交代する場合、この金銭を返済する法的義務は必ずしも後継国によって当然に (ipso jure) 承継されるわけではない。常に『承継される』(inherited)ものは、今や消滅した法律関係が生ぜしめた事実状態である。」⁽⁶⁾そして、この場合における後継国の義務は、債権者がこの事実上のシチュエーションにおいて有する「衡平な利益」すなわち既得権 (財産権) を尊重することである。(既得権尊重の義務) 後継国が収用その他の手段によりかかる利益を侵害するならば、後継国は債権者に損害を与えて利得を得ることになり、

「不当利得」の法理によって後継国は債権者に補償を支払う義務を負う。⁽⁷⁾

このように、利得を得ながら他者に損害を与えたものに補償義務を課する不当利得の法理は、債権者の権利が主権の変更の結果消滅または損害を被った場合に、彼の利益すなわち衡平を保護しようとするものである。この法理によれば、問題は先行国と後継国との間における債務の移転の問題としてではなくて、後継国と第三国 (債権者の本国) との間における債権者の利益の保護の問題として設定される。そして、後継国の義務は領域の取得の結果債権者または彼の本国に対して新たに生じる義務である。⁽⁸⁾かかる法理の目的はまさに、法によって衡平 (債権者の利益) を保護することにある。⁽⁹⁾ いずれにせよ、それは衡平に基づきそれを満足させようとするものであるが、その場合における衡平は主権の変更のもたらす破壊的な効果、すなわち債権者の権利の消滅という効果を緩和するという機能をはたしているということができよう。

(2) ①領域の一部の譲渡の場合、先行国は存続しその同一性を維持している。(國家の継続性、同一性の原則)

このことから、先行国はその領域の縮小にもかかわらず、それ以前と同様に債権者に対するすべての債務を負い続けなければならない、後継国は先行国の債務の一部を負担する必要はないという見解が生じる⁽¹⁰⁾。

② それに対して、かかる解決は衡平に反するとして、後継国は先行国の債務の一部を負担しなければならぬというところが衡平の考慮に基づいて主張される。たとえば、オディネ (E. Audinet) はそれを次の二つの理由によって正当化する。

「この債務（先行国の公的債務―筆者）は国家の領域全体の利益のために負ったものである。今日分離した地域は他の残りの地域と同様それから利益を得てきた。当該地域は一定の範囲においてその負担を負い続けるのが正当である。さらに、国家のすべての資源が債務の支払いに充てられているのであって、国家がその領域の一部とともに資源の一部を喪失するとき、その債務の相当する部分を免除されなければならない。もしそうでないとしたら、その領域および人民の大部分を喪失しながらそのすべての義務を負担し続ける国家は、当該義務を履行することができなくなるであらう。」⁽¹¹⁾

彼によれば、公的債務の性質は「国家の領域全体の利益のために負ったものである」ということに基づいて、第一に、債務から生じた譲渡地の利益が後継国に移転するがゆえに、後継国は譲渡地の負担を負うのが衡平であるとする。これは明らかに私法原則たる「物は負担とともに移転する」(res transit cum suo onere) 「利益あるところ負担あるべし」(ubi emolumentum, ibi onus esse debet) が国家の債務の承継の問題に適用されている。衡平の適用を要請する第二の理由は、領域の縮小によって生じた先行国の負担能力または返済能力を考慮することである。

かかる法的推論において衡平は、国家の継続性の原則の適用の結果生じる不衡平な結果を緩和するために後継国に先行国の債務の一部を負担する法的義務を課する根拠を構成している。衡平は、「継続性の原則」の厳格な適用を緩和する機能をはたしていると同時に、法的義務の内容は衡平の要請と一致している。

③ 先行国の債務の一部を負担する後継国の義務を否定する見解によれば、国家の継続性の原則に加えて、債務の「对人的」(personal) 性質が強調される。たとえばホ

ール (W. E. Hall) によれば、「新国家は、对人的権利および義務として旧国家が取得した権利および負った義務とは全く関係がない。旧国家は消滅したわけではない。旧国家の契約上の義務を履行するのは依然として旧国家である……。他方、新国家は全く新しい存在である。」⁽¹³⁾ として新国家は本国の一般的な債務に対していかなる責任を負うものではないとする。そしてさらに、「確かに、自国から他の国家が分離した国家の債務は一般に両国家の間で、債権者に対する正義の問題として両国家各々の資源に比例して分割されるべきである。債権者に対して債務を負っている国家の縮小によって債権者の保証価値が影響をうけないということは稀であるからである。しかしその義務は道徳的義務であつて法的義務ではない。国家の一般的債務が对人的義務であるという事実は残る。」とのべている。かかる見解によれば、「国家の継続性」の原則および「債務の对人的性質」に基づいて後継国の法的義務を否定する一方で、衡平および正義に基づく義務は単に「道徳的」義務にすぎないとするものである。

他方、カヴァリエリは同様の基礎に依拠しながら、確

かに先行国と債権者との間の法律関係は先行国の領域の縮小によって影響を受けるものではないが、そのことと先行国と後継国との間の関係において後継国が先行国に對してその債務の一部を負う義務の問題とは別個の問題であるとす。この問題は通常、条約によって規律されているが、かかる条約のない場合における法的義務の存在は、国家の消滅の場合における推論と同様に、衡平の考慮だけでは十分でなく国家慣行によって立証されなければならぬとする。そして、この場合には、国家の消滅の場合とは異なり、後継国が先行国の債務の一部を負担する確立した慣行は存在しないとす。⁽¹⁴⁾

法と道徳(衡平)の峻別および国家意思を法の唯一の淵源とするかかる見解にしたがつて、部分的承継の場合における先行国と後継国との間における債務の分割に関する法的義務は否定される。かかる法的義務を正当化し基礎づけていた衡平は、主意思義的法実証主義の台頭とともに、その重要な地位を失うに至る。にもかかわらず、法的義務を否定するかかる見解にあつても債務の分割が配分的正義に合致することについてはほとんど普遍的に認められてきたといふことができる。⁽¹⁵⁾ いずれにせよ、債

務の分割に関する法的義務の存在に関して見解が対立している状況において、⁽⁵⁾ウィーン条約はこの問題に対して衡平の原則を適用することが適当であるとしたとしようことができぬ。

- (1) L. Le Fur, "Chronique des faits internationaux", *Revue générale de droit international public*, vol. 6 (1899), p. 620.
- (2) *Ibid.*
- (3) G. Gidel, *Des effets de l'annexion sur les concessions* (1904), pp. 3, 12—14.
- (4) A. Cavaglieri, "Effets juridiques des changements de souveraineté territoriale," *Annuaire de l'Institut de droit international*, 1931, vol. 1, p. 199.
- (5) 不当利得の法理をコンヤクションに適用したジゼルによれば、先行国に対する債権者の権利は、債権者と契約を締結したのでもなく先行国を承継したのでもない後継国に対して対抗しえない。しかし、債権者が先行国に貸与した金額を完全に喪失するという解決は認められない。後継国は債権者が貸与した金額に関して債権者を犠牲にして利得を得ているのであって、それゆえ債権者に対して不当な利得を返還する義務が後継国に生じるとしている。G. Gidel, *op. cit.*, pp. 98—100, 132—136.
- (6) D. P. O'Connell, *State Succession in Municipal Law*

and *International Law*, vol. 1, (1967), p. 238.

(7) *Ibid.*, pp. 266—267, 376.

(8) 国際法協会の新国家の承継に関する委員会(特別報告者はオコネル)は一九七〇年に国家承継と公債に関するStatementの中で、「不当利得の概念は、先行国の債務に関して後継国の義務を創設することにおいて役割をはたしてきた。この役割をはたしているのは、債務契約が消滅する全部の承継(total succession)の場合、および債務の償還に対する貢献に関して後継国の参加が要請される部分的承継(partial succession)の場合におよび得である。法的には不当利得の概念は、生じた事件によって契約が消滅する場合やマチャエインの衡平(equities)が受益者と潜在的利益喪失者との間に新しい法律関係を創設することを必要とする場合のように、二当事者の間の正式の法律関係の消滅があるときに用いられる。」との述べた。(International Law Association, *Report of the Fifty-Fourth Conference held at the Hague, 1970*, p. 108.) トンネンは一九六七年の著作の中で、「既得権の法理およびその系である不当利得の法理は後継国と先行国との間では機能しないので、それらは部分的承継の場合に生じる問題の決定に資するものではない。」との述べた。(D. P. O'Connell, *op. cit.*, p. 395.) にもかかわらず、一九七〇年の国際法協会のStatementにおいては不当利得の法理が部分的承継の場合に及ぼす債務の分割の問題にも機能してきたとしているが、

それがいかなる理由によりどのような推論にしたがって、先行国と後継国との間の債務の分割の問題に適用されるのか明らかでない。

- (9) 不当利得の法理を支持して「*in rem*」の「*bona fide*」G. Dahm, *Völkerrecht*, vol. 1 (1958), pp. 117—121. P. Reuter, *Droit international public*, 4th ed. (1958), p. 158.
- (10) H. W. Halleck, *Element of International Law and Laws of War* (1866), p. 50; P. Pradier-Fodéré, *Traité de droit international public*, vol. 1 (1885), pp. 274—275.
- (11) E. Audinet, "Annexion, cession, et démembrement de territoires" A. de Lapradelle and J.-P. Niboyet, *Repertoire de droit international*, vol. 1 (1929), p. 582.
- (12) W. E. Hall, *A Treatise on International Law*, 8th ed. (1924), p. 114.
- (13) *Ibid.*, p. 116.
- (14) A. Cavaglieri, *op. cit.*, pp. 213—217.
- (15) オCONNELLによれば、配分的正義は普遍的に認められてきたが、いかなる基準にしたがって債務を分割するかという困難な問題が一貫した慣行の発展を妨げ、学説の相違を生ぜしめてきたとする。D. P. O'Connell, *op. cit.*, p. 395.
- (16) オットマン公債事件において仲裁人 E. Borel は一九二五年四月一八日の判決において、「……すでに存在する

先例にもかかわらず、領域の譲受国が当然に、当該領域がその時まで属していた国家の公債の相当する部分を引き受ける義務があるということはできない。」とのべて法的義務の存在を否定した。(United Nations, *Reports of International Arbitral Awards*, vol. 1, p. 573.)

他方、J. H. W. Verzijl は「*bona fide*」二関係国が割当の原則を適用する厳格な義務を負うという意味における命令的規則 (mandatory rule) の一般的承認を認めることは難しい。両国はそれを望むならば、問題を別の仕方でも自由に規律することができ……。しかし、反対の規定のない場合には、譲渡国と譲受国との間における国家の一般的債務の分割の原則は私の考えでは、慣習国際法の一般規則に基づいて適用される考えられなければならない。」とのべて、「補充規則としての承継義務を主張する。(International Law in Historical Perspective, vol. VII (1974), p. 47.) オCONNELLは最近の慣行によれば、債務の分割に関する「実定国際法の規則が凝固の過程にある」とする。(D. P. O'Connell, *op. cit.*, p. 396.) ヤームは債務国が領域の一部の喪失によって返済能力を喪失するような場合には、後継国に対して単に履行の義務ではなくて、「債権者に対する適当な補償の衡平義務 (Billigkeitspflicht)」が存在するとする。(G. Dahm, *op. cit.*, p. 118.)

四 おわりに

債務の承継の問題において適用される衡平の原則の内容および機能を明らかにするために、これまで、ウィーン条約および従来の主要な学説を検討してきたが、最後に若干の論点を指摘するにとどめる。

(1) 前述のように、債務の承継に関する法理論においては、衡平の考慮は先行国の債務を承継する後継国の法的義務の存在の問題に関連して一定の役割をはたしてきたということが出来る。ここでは、衡平は法と一致あるいは峻別され、または法によって保護されるものとして、かかる問題の法的推論過程において密接な関わりをもってきた。この意味において、衡平は債務の移転または分割に関する法的義務の存在の問題の議論と不可分に結びついてきたということが出来る。

他方、ウィーン条約において用いられている衡平の原則はそのような法的義務の存在にかかわっているというよりもむしろ、法的義務の存在が認められた結果生じる先行国と後継国との間または複数の後継国の間における債務の分割の規準の問題により一層密接にかかわっている

るように思われる。条約上の規定はかかる問題に適用される法の規則として衡平の原則に送致している。その場合における衡平の原則は債務の分割の方法または手段として適用されている。

(2) 債務の承継法において衡平のはたしている機能は、一定の原則や観念の適用の結果生じる不衡平または破壊的な効果を緩和するというものであるということが出来る。すなわち、それは後継国が先行国の財産、権利および利益のすべてまたは一部を取得しながら、その債務や負担を全く引き受けないということの不衡平、「先行国の主権と後継国の主権との間の断絶」、「国家の継続性」、「債務の対人的性質」といった原則や観念の適用の結果生じる不衡平、たとえば主権の変更それ自体によって債権者の権利が消滅するという不衡平、あるいは領域の一部を喪失した国に過重な負担を課する不衡平を緩和し是正しようとするものである。そうすることによって、衡平は先行国と後継国との間または後継国と債権者(国)との間において利益と損失との均衡または調和を図ろうとするものであるということが出来る。

(3) 債務の承継法における衡平の原則の適用の要請は、

また、主権の変更およびそれによってもたらされた事態の多様性は、法の規則の厳格かつ画一的な適用にはなじまないという観念に基づいているということができる。⁽¹⁾ 常設仲裁裁判所が一九五六年のギリシアとフランスとの間のオットマン帝国灯台コンセッション事件において、「一定の場合の本質的要素には完全に適当な解決が、他の場合の本質的要素に対しては全く不適当であるということがありうる。領域的承継の想像しうるあらゆる場合に対して、一般的かつ同一の解決を定式化することは不可能であり、かかる同一の解決を定式化するはいかなる試みも、この種のケースの極端な多様性のゆえに、必ず失敗するにちがいない。」とのべているのは、かかる見解を反映しているものであるということができようであろう。このような理由から、債務の移転および分割の問題に適用される衡平の原則はそれゆえ、具体的ケースにおける関連のあるすべての事情を考慮し、その調和を図ることを必要とする。そうすることが問題のより衡平な解決に達することができると考えられるからである。したがって、たとえば同じ領域の一部の移転の場合であっても、事情に従って後継国が先行国の債務の一部を負担する場

合もあればそうでない場合も起こりうるであろう。関係当事者に対してかかる考慮にしたがって行動することを求める衡平の原則は、その意味において *guiding principle* であるということができる。ウィーン条約における衡平の原則は、まさにかかる意味において用いられていると思われる。

(4) 衡平の原則にしたがい、特定の場合において関連のある事情として考慮されるべき要素は、主権の変更の形態やその態様および債務の性質により異なるであろう。また、債務の分割の問題に関しては、後継国が領域の取得により得た利益、譲渡地の負担能力、あるいは譲渡国や新国家の支払い能力等のさまざまな要素が考えられる。これらの諸要素を勘案するうえで、国際司法裁判所が北海大陸棚事件において、「實際上、国々が衡平手続の適用を確実にするため考慮すべき事柄に法的限界はない。そして多くの場合、この結果をうみだすのは、一つの事柄に他のすべてを排除して依拠するよりも、むしろそのような、いっさいの考慮すべき事柄の均衡をとることである。さまざまな考慮すべき事柄に与えられるべき相対的ウェイトの問題は、当然その場合の事情に応じて変

る。⁽³⁾」とのべたことは、債務の承継の問題においてもそのまま妥当するものと思われる。

(5) 衡平の原則に基づいて考慮されるべきさまざまな要素の均衡を図ることは、第一次的に、関係当事者の交渉と合意に属する事項である。何が関連のある要素であり重要な要素であるかを最もよく知りうる立場にあるのは、関係当事者であるからである。それゆえ、衡平の原則に基づく債務の承継の問題の解決は関係当事者の交渉と合意によって達せられなければならない。

(1) ヴェルジエーヌによれば、「私としては、現象の嚴格に法的な構成に対するかかる試みに大きな重要性を認めることはできない。私の考えでは、当該現象はより簡単に『衡平および善』(aequum et bonum) 誠実 (good faith) の一般的なかつ一般に認められた考慮によって説明し正当化することが必要。」とのべている。J. H. W. Verzijl, op. cit., pp. 42—43.

(2) United Nations, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 12, pp. 197—198.

(3) *ICI Reports* 1969, p. 50. 皆川洸『前掲書』三九七ページ。

(山形大学助教授)